

鹿 児 島 県 公 報

令和 7 年 7 月 22 日 (火) 第 636 号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

告 示

- 鹿児島県地域総合整備資金貸付要綱の一部を改正する要綱 (※) (財政課取扱い) 1
- 保安林の指定 (森づくり推進課取扱い) 1
- 救急病院等の認定 (保健医療福祉課取扱い) 2
- 救急病院等に関する申出の撤回 (保健医療福祉課取扱い) 2
- 漁獲共済に係る区域及び区分の設定 (水産振興課取扱い) 2
- 肥料の登録 (経営技術課取扱い) 3

公 告

- 落札者等の公告 (県立短期大学取扱い) 3

公 安 委 員 会 告 示

- 遊技機の型式の検定の告示 (生活安全企画課取扱い) 3

告 示

鹿児島県告示第489号

鹿児島県地域総合整備資金貸付要綱の一部を改正する要綱を次のように定めた。

令和 7 年 7 月 22 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県地域総合整備資金貸付要綱の一部を改正する要綱

鹿児島県地域総合整備資金貸付要綱 (平成 2 年鹿児島県告示第1811号) の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 2 号中「支援対象事業活動」という。)の次に「, 二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金 (地域脱炭素移行・再エネ推進交付金) 交付要綱 (令和 4 年 3 月 30 日環政計発第 2203301号) 第 3 条第 2 号に規定する脱炭素先行地域づくり事業, 同条第 3 号に規定する重点対策加速化事業及び脱炭素成長型経済構造移行推進対策費交付金 (特定地域脱炭素移行加速化交付金) 交付要綱 (令和 6 年 2 月 13 日環地域事発第2402131号) 第 3 条第 2 号に規定する民間裨益型自営線マイクログリッド等事業 (以下「地域脱炭素推進交付金の対象事業」という。))」を加え, 同号に次のただし書を加える。

ただし, 設備を更新する事業等であって, 地域の産業・雇用政策等への寄与が大きいと認められる場合には, 当該事業の営業開始後に雇用が維持される人数を, 新たな雇用の確保が見込まれる人数とする。

第 5 条第 5 項中「及び支援対象事業活動」を「, 支援対象活動事業及び地域脱炭素推進交付金の対象事業」に改める。

附 則

この要綱は, 令和 7 年 7 月 22 日から施行する。

鹿児島県告示第490号

森林法 (昭和26年法律第249号) 第25条の 2 第 1 項の規定により, 次のとおり保安林として指定する。

令和 7 年 7 月 22 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 保安林の所在場所
霧島市横川町上ノ字宇都4210番1, 4210番13, 4210番14, 4210番53, 字池頭5071番1
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は, 定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は, 当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は, 次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は, 省略し, その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び霧島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第491号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の規定により, 次のとおり救急病院又は救急診療所として認定した。

令和 7 年 7 月 22 日

鹿児島県知事 塩田康一

救急病院・救急診療所の別	名 称	所 在 地	認 定 の 有 効 期 間
救急病院	恒心会おぐら病院	鹿屋市笠之原町27番22号	令和7年7月1日から 令和10年6月30日まで
救急病院	霧島整形外科病院	霧島市国分野口東8-31	令和7年7月1日から 令和10年6月30日まで

鹿児島県告示第492号

次の医療機関から, 救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の申出の撤回があった。

令和 7 年 7 月 22 日

鹿児島県知事 塩田康一

救急病院・救急診療所の別	名 称	所 在 地	撤 回 年 月 日
救急病院	田上記念病院	鹿児島市西別府町1799番地	令和7年6月25日

鹿児島県告示第493号

漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第105条第1項第2号ロの規定により, 同法第104条第2号に掲げる漁業の漁獲共済に係る区域及び区分を次のように定めた。

なお, この告示は, その共済責任期間の開始日が令和7年7月22日以後の日である共済契約について適用し, その共済責任期間の開始日が同日前の日である共済契約については, なお従前の例による。

また, 次に掲げる告示は, 廃止する。

- (1) 平成15年7月15日鹿児島県告示第907号(漁獲共済に係る区域及び区分の設定)
- (2) 平成25年7月30日鹿児島県告示第834号(漁獲共済に係る区域及び区分の設定)

令和 7 年 7 月 22 日

鹿児島県知事 塩田康一

区 域	区 分
薩摩川内市上甕町中甕, 江石, 平良及び浦内区域 (薩摩川内市上甕町中甕, 江石, 中野, 平良, 小島, 桑之浦及び瀬上の地区)	(1) ぶり雑魚定置漁業, 小型定置漁業及び主としてきびなごさし網漁業を営む漁業 (2) 主として一本釣り漁業を営む漁業 (3) (1)及び(2)に掲げる漁業以外の漁業

鹿児島県告示第494号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第7条第1項の規定により、次のとおり肥料の登録をした。

令和 7 年 7 月 22 日

鹿児島県知事 塩田康一

登録番号	登録年月日	登録の有効期限	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者	
							氏名又は名称	住所
鹿児島県肥第1373号	令和 7 年 7 月 11 日	令和 13 年 7 月 10 日	肉骨粉	かごしま肉骨粉 10-5	窒素全量 10.0 りん酸全量 5.0	その他の制限事項は公定規格のとおり	鹿児島プロフーズ株式会社	いちき串木野市大里2762番地

公 告

落札者等の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

令和 7 年 7 月 22 日

鹿児島県立短期大学長 飯干明

- 落札に係る物品等の名称及び数量
第 1 パソコン教室等機器の賃貸借 一式
- 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
鹿児島県立短期大学学生部教務課
鹿児島市下伊敷一丁目52番 1 号
- 落札者を決定した日
令和 7 年 6 月 20 日
- 落札者の氏名及び住所
株式会社エム・エム・シー
鹿児島市大黒町 1 番 1 号ハルタビル 3 階
- 落札金額
52,542,600円
- 特定調達契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 一般競争入札の公告を行った日
令和 7 年 5 月 9 日

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第75号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和

60年国家公安委員会規則第 4 号) 第 6 条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

令和 7 年 7 月 22 日

鹿児島県公安委員会委員長 鑑野孝清

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	P デビルマン LM 3	株式会社ニューギン	5P0364
ぱちんこ遊技機	P S T E I N S ; G A T E O N 3	株式会社ニューギン	510196
ぱちんこ遊技機	P A 義風堂々!! ~ 兼続と慶次 ~ 3 N - X	株式会社ニューギン	510228
ぱちんこ遊技機	e ベルセルク無双 2 H 3	株式会社ニューギン	510362
ぱちんこ遊技機	e ガールズ & パンツァー 3 L A H 1	株式会社平和	5P0311